平成３０年（フ）第３５号
岩手県滝沢市鵜飼狐洞１番地143
債務者　榎　　勝子（旧姓八巻）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松下　壽夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第５２号
青森県八戸市青葉１丁目10―11　パールピアスＢ102、住民票上の住所青森県むつ市文京町26番４号
債務者　山下　英也
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　　恭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第２７４号
兵庫県尼崎市昭和通１丁目９番18―205号、前住所兵庫県尼崎市西本町８丁目371番地の１メゾンアヴァンセ402号
債務者　西尾　健司
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長﨑　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１５５号
熊本市中央区黒髪６丁目12番43号　ブラウンハウスカツキ103
債務者　森本　秀二
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　香織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２０８号
熊本市南区八分字町2798番地１　グランビエラＢ103号
債務者　筑紫　翔太
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２２１号
熊本市中央区渡鹿７丁目15番41号　Ａ―１号
債務者　桜井　一恵（旧姓秦）
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸住　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２４１号
熊本市東区健軍１丁目20番10号　マルカ103
債務者　光永　真貴
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　輝久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３３号
広島県呉市音戸町有清１丁目２番７号
債務者　古本　昭則
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　誠吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第５３３号
京都市左京区上高野稲荷町15番地
債務者　渡邉　勝見
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　幸裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成３０年（フ）第１５８号
大津市石山寺５丁目９番25―301号、前住所大津市中庄２丁目１番48号
債務者　赤松　文雄
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第４３号
秋田県湯沢市小野字西十日町８番地
債務者　簗瀬　幸子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第３３７号
北九州市小倉北区大手町16番２―509号
債務者　北原　悦子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３４号
岐阜県揖斐郡池田町六之井1880番地の30
債務者　久安　将士
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第３３８号
北九州市小倉北区熊本３丁目16番１―1210号
債務者　米本　裕貴
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３４７号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番17―103号
債務者　江島美智子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３５３号
北九州市小倉北区古船場町５番43―305号
債務者　竹内なおみ
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３３号
北海道北見市常盤町６丁目19番地20　グローリヤハイムⅡ　105号、前住所北海道北見市西三輪５丁目17番地７
債務者　中野　弥生
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係